

# 年間を通した働きやすい服装（ナチュラル・ビズ・スタイル）の実施について

令和3年4月28日決定

令和7年5月16日改訂

## 1 趣旨

- 道では、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき令和3年3月に策定した「第5期道の事務・事業に関する実行計画」において、温室効果ガス排出量の削減目標を定めており、省エネルギーに向けた取組として、庁舎内における冷暖房の設定温度の管理及び執務室における働きやすい服装を励行することとしている。
- 道内の温室効果ガス排出量の抑制のため、道が率先して自然と調和した北海道らしい省エネ型ワークスタイルを励行することで、道民や事業者に対して地球温暖化対策を呼びかけるもの。
- 今般、国（環境省）では、令和3年度（2021年度）からクールビズとウォームビズの取組を統合の上、個別の期間設定を行わず、通年で一人一人が判断して軽装等を行う方針を明らかにしたため、道においても、令和2年（2020年）12月から年間を通した働きやすい服装の試行を実行し、取組に対し、概ね支障がないと判断されることから、今年度から職員一人一人が判断して、省エネ・節電を強く意識した働きやすい服装で執務を行う取組を実施するもの。

### ～ナチュラル・ビズ・スタイルの3つのコンセプト～

#### 自然を意識する

北海道は、季節によって寒暖の差が大きく、一日の中でも昼と朝・晩で温度変化があるので、そうした自然の気温変化を意識しながら、その日に合った服装を選択する。

#### TPOを意識する

職務を行う時（Time）、場所（Place）、場合（Occasion）に合った、人に不快感や違和感を与えない清潔な服装を選択する。

#### 省エネを意識する

できるだけ冷暖房に頼らず、自然通風や日射などの自然の力を利用したり、服装の選択による体感温度の調整により、一層の省エネに努める。

## 2 対象部局

知事部局、教育庁、警察本部、企業局、道立病院局、議会事務局及び各種委員会事務局と出先機関を含む全ての部局

## 3 実施内容

対象部局職員の執務室での服装は、室温にあわせて、暑さをしのぎやすい服装や、体感温度を上げる重ね着のほか膝掛けの利用など、働きやすい服装（以下、「ナチュラル・ビズ・スタイル」という。）で執務を行うことを励行する。ただし、強制するものではない。なお、職員以外の出席者が予定される会議等では、次のとおり対応する。

### （1）道主催の会議

社交儀礼上、不相当と認められる場合を除き、執務室に準じる。職員以外の出席者に対して、案内状や会議冒頭でナチュラルビズスタイルの参加を呼びかける。

### （2）外部主催の行事や会合、来客等の対応

社交儀礼上、不適切と認められないよう、あらかじめ主催者に当日の服装を確認し、適切に対応する。来客等の対応では、あらかじめナチュラル・ビズ・スタイルの趣旨を説明し、理解を得られるよう努めることとする。

### （3）留意事項

#### ア 夏季（暑い時期）

通気性の良い素材やデザイン等により体感温度を下げることを基本として、以下の点に留意しつつ、具体的な服装の選択は職員各自で適切に判断する。なお、社会常識から見て相応しくない趣味の服装は避けることとする。

a いわゆる「着くずし」ではなく、公務職場での着用に適した服装とする。

b 清潔感を保ち、他人に好印象を与える。

c ジーンズ（Gパン）は着用しない。

イ 冬季（寒い時期）

保温性の高い素材やデザイン等により体感温度を上げることを基本として、カーディガンやセーター、ベストなどの重ね着のほか膝掛けの利用など具体的な服装の選択は職員各自が適切に判断する。なお、社会常識から見て相応しくない趣味の服装は避けることとする。

## 5 目標設定

職員の省エネ行動を促進するため、各課・室毎に目標を設定する。なお、目標設定は、別紙「省エネ行動実践リスト」を参考に期間を区切って設定すること。

## 6 強化期間設定

職員の積極的な取組を促進するため、夏季期間におけるナチュラル・ビズ・スタイルの取組を推奨する強化期間を設定する。

## 7 周知

地球温暖化防止及び省エネルギーのために、環境を意識した働きやすい服装で執務を行っている旨の張り紙等を執務室入口付近の見やすいところに掲示（期間、目標含む）するなど、庁舎来訪者等に対する周知を図ること。